

国立大学法人岡山大学教育学部附属学校いじめ防止等対策ポリシー

〔平成25年12月10日〕
国立大学法人岡山大学長裁定

国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）及び関係通知にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本学教育学部附属学校（以下「附属学校」という。）の児童等の尊厳を保持するため、附属学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、本学の基本理念、附属学校における基本的な方針の策定及び基本施策を次のとおり定め、いじめの防止等のための対策を、本学、教育学部及び附属学校が連携し、総合的かつ効果的に推進する。

第1 基本理念

いじめの防止等のための対策は、

- (1) いじめが本学教育学部附属学校の全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、附属学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。
- (2) 全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本学、教育学部、附属学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

【法第3条（基本理念）】

第2 基本的方針

附属学校は、

- (1) 本学の基本理念及び国の基本方針を参酌し、教育学部と連携・協力の下、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、ホームページ等により公表する。
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、策定した基本方針が実情に即して機能しているかを教育学部と連携・協力の下点検し、必要に応じて見直しを行う。

【法第13条（学校いじめ防止基本方針）】

第3 基本施策

本学、教育学部及び附属学校は、

- (1) 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

【法第15条第1項（学校におけるいじめの防止）】

- (2) 附属学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

【法第15条第2項（学校におけるいじめの防止）】

- (3) 附属学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

【法第16条第1項（いじめの早期発見のための措置）】

- (4) 附属学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談（以下「相談体制」という。）を行うことができる体制を整備する。

【法第16条第3項（いじめの早期発見のための措置）】

- (5) 相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

【法第16条第4項（いじめの早期発見のための措置）】

- (6) 附属学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

【法第18条第2項（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）】

- (7) 附属学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

【法第19条第1項（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）】

- (8) 附属学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

【法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）】

(9) 附属学校長は、いじめの通報を受けたときその他附属学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育学部長を経由して学長に報告するものとする。

【法第23条第2項（いじめに対する措置）】

(10) 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

【法第23条第3項（いじめに対する措置）】

(11) 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

【法第23条第4項（いじめに対する措置）】

(12) 附属学校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

【法第23条第5項（いじめに対する措置）】

(13) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

【法第23条第6項（いじめに対する措置）】

(14) 学長及び教育学部長は、いじめの報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

【法第24条（学校の設置者による措置）】

(15) 附属学校の校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加える。

【法第25条（校長及び教員による懲戒）】

- (16) 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、学長又は当該附属学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。

【法第28条第1項〔重大事態への対処〕

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

- (17) 学長又は附属学校長は、重大事態調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

【法第28条第2項〔重大事態への対処〕

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

- (18) 附属学校が重大事態調査を行う場合においては、学長及び教育学部長は、重大事態調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を行う。

【法第28条第3項〔重大事態への対処〕

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

- (19) 附属学校の評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。

【法第34条（学校評価における留意事項）】